

こまつたときは・・・

ひとりでなやまず そ う だ ん 相談してください



千葉県教育委員会では、教職員と児童生徒とのSNS等を使用した私的なやりとりや、児童生徒の教職員の自家用車への同乗は、わいせつ事案等のきっかけとなりうることから、禁止しています。なお、やむを得ず行うときには、管理職の許可を得る必要があります。



じ ど う せ い と む
児 童 生 徒 向 け
わいせつセクハラ
そ う だ ん ま ど ぐ ち
相 談 窓

登録
不 要

メー ル
で
相 談



【入力項目】
(必須) 相談者氏名・内容・返信の希望有無
(任意) タイトル・郵便番号・住所・電話番号・
添付ファイル
※その後の対応について、メール等で教職員課
相談担当職員とやりとりを行う。
※保護者が代わって入力することも可能です。